

Q&A

R8.2月版

1. 調査内容について	3
Q1 本調査費でどのような調査が実施できますか。	3
Q2 どのような基盤整備事業の事業化検討に本調査費が活用されていますか。	3
Q3 事業化の可否を検討するための調査はできますか。	3
Q4 本調査費ではどのような経費が補助対象となりますか。	3
Q5 本調査費の採択額に目安はありますか。	4
Q6 民間事業活動はどのような内容でも良いですか。	4
Q7 民間事業活動には具体的にはどのようなものがありますか。	4
Q8 民間事業活動を行う民間とはどのような者ですか。	4
Q9 民間が行う施設整備やソフト活動等の民間事業活動に関する調査を本調査費で実施することはできますか。	5
2. 応募・審査内容について	5
Q10 国や他の地方公共団体が整備する予定の基盤を調査することができますか。	5
Q11 複数の地方公共団体が連名で応募することはできますか。	5
Q12 調査の対象となる施設の範囲に、過年度に本調査費を活用した施設を一部含んでいる場合、応募することはできますか。	5
Q13 内定通知後に調査を実施しなかった案件について、状況が変化して調査の実施環境が整ったことから、再度応募することはできますか。	5
Q14 重点的に支援する項目はありますか。	6
Q15 どのような項目について審査されますか。	6
Q16 今後予定されている民間事業活動については、どの程度の具体性が求められますか。	7
Q17 PPP/PFI 事業を、民間事業活動とすることは可能でしょうか。	7
Q18 調査実施後、事業化まで4年以上かかる案件を応募することはできますか。	7
Q19 どのような段階で事業化と判断されますか。	7
Q20 国の基本方針等との関連性の確認とはどのようなことでしょうか。 ..	8
Q21 PPP/PFI 導入検討調査は実施しなければならないのですか。	8
Q22 調査内容がPPP/PFIの導入検討のみでも応募できますか。	8
Q23 PPP/PFI 導入検討調査の検討内容について留意する事項はありますか。	9
Q24 PPP/PFI 導入検討調査を実施できないことはありますか。	9

Q25	広域的な観光拠点形成の促進又は広域的な交流拠点形成の促進に係る調査であるかの確認とは、具体的に何を確認しますか。	9
Q26	Q25に関連し、広域的な周遊観光を促進する取組とは具体的にどのようなものですか。	9
Q27	Q25に関連し、高速交通ネットワークの結節点とは具体的にどのようなものですか。	10
Q28	二地域居住促進に係る調査であるかの確認とは、具体的に何を確認しますか。	10
Q29	半島・離島地域の振興に係る調査であるかの確認とは、具体的に何を確認しますか。	10
Q30	地形上が半島・離島であって、Q29で示された法の対象外である場合、重点支援対象となりますか。	10
3.	調査実施について	11
Q31	調査の契約締結にあたり、提出が必要な資料や確認を受けるべき事項はありますか。	11
Q32	調査の契約締結はいつできますか。	11
Q33	調査の進捗状況について確認を受けることはありますか。	11
Q34	調査内容、調査完了予定日を変更することはできますか。	11
Q35	本調査費で対象となる調査と別調査を一括で契約できますか。	11
Q36	調査完了後はどのような資料を提出すれば良いのですか。	12
Q37	繰越はできますか。	12
Q38	交付決定額の変更について、どのような場合に額の変更が認められますか。	13
Q39	交付決定額の変更について、変更額の目安はありますか。	13
Q40	交付決定額の変更について、変更時の上限額の目安はありますか。	13
Q41	交付決定額の変更はいつ申請できますか。	14
4.	調査後について	14
Q42	調査後にフォローアップ調査はありますか。	14
Q43	本調査費で検討した基盤整備について、事業化する際に社会資本整備総合交付金や個別補助金等の優先採択の措置はありますか。	14
Q44	本調査実施後3年以内に事業化できない場合に補助金を返還することになりますか。	14
Q45	本調査実施後に基盤整備の計画を廃止した場合に補助金を返還することになりますか。	14
Q46	本調査の実施中に基盤整備の事業化が可能となった場合、ただちに事業化してよろしいでしょうか。	15

1. 調査内容について

Q1 本調査費でどのような調査が実施できますか。

A1 地方公共団体が民間事業活動と一体的に行う国土交通省所管の基盤整備の概略設計や概略設計に資する基礎調査や整備効果検討等が実施可能です。また、PPP/PFI 導入可能性検討もこれに併せてオプションとして実施可能です。ただし、事業の構想段階での調査および PPP/PFI 導入検討調査のみでの実施はできません。

Q2 どのような基盤整備事業の事業化検討に本調査費が活用されていますか。

A2 社会資本整備重点計画法第2条第2項の社会資本整備事業（国土交通省の所管に係る事業に限る。）の事業化検討に本調査費を活用することができます。これまでに、道路整備（道の駅）、公園整備、駅周辺整備、港湾整備、河川整備（かわまちづくり）等の地域の成長を図るための基盤整備の事業化検討に多く活用されています。

Q3 事業化の可否を検討するための調査はできますか。

A3 本調査費は、基盤整備の事業化に必要な調査を支援対象としており、調査の結果、事業化しない可能性のある事業の調査は対象としておりません。例えば、港湾施設整備における航行安全対策の検討において既存施設の安全性を確認するためだけの調査は、実施できません。

Q4 本調査費ではどのような経費が補助対象となりますか。

A4 基盤整備の事業化に向けた調査、概略設計やそのために必要な測量、地質調査等に要する経費が補助対象となります。本調査費は事業化検討にかかる調査費であるため、事業化後に実施する実施（予備・詳細）設計やそのために必要な測量、地質調査、工事に要する経費については補助対象となりません。そのため、社会資本整備総合交付金等で支援される測量設計費、本工事費等は対象となりません。

Q5 本調査費の採択額に目安はありますか。

A5 事業化に必要な調査が十分に実施され、効果について評価できるかを確認し、国として支援することが妥当な規模を有している調査について採択します。

※参考（過去2ヵ年(令和6年度及び令和7年度)の平均採択額）：
15百万円程度。

Q6 民間事業活動はどのような内容でも良いですか。

A6 基盤整備事業と連携するものであり、その内容が広域的な地域活性化に資する具体的な事業活動（広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律に規定される「広域的特定活動」と同等の活動を想定。）である必要があります。そのため、その効果が地域内に限定されるものや、単に民間事業者が自身の利益を向上するのみの事業活動は対象となりません。

Q7 民間事業活動には具体的にはどのようなものがありますか。

A7 過去の採択案件では、「バス事業者による新規路線の開設、バス停留所の集約によるバス路線の再編」、「民間事業者による商業施設の出店」等の設備投資等の事例があります。また、「地元観光協会や商工会等によるイベント開催」、「新たな観光ツアーの企画」、「地域商社による地元物産品の販売」等のソフト活動をあわせて実施している事例もあります。

なお、基盤整備事業については民間企業等が関わっていたとしても民間事業活動とはみなせません（例えば、高速道路会社によるスマートインターチェンジの整備など。）。

Q8 民間事業活動を行う民間とはどのような者ですか。

A8 広域的な地域活性化に資する事業活動を行う民間事業者、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人及び協議会等（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）が該当します。

Q9 民間が行う施設整備やソフト活動等の民間事業活動に関する調査を本調査費で実施することはできますか。

A9 民間事業活動に関する調査については、本調査費の対象外です。

2. 応募・審査内容について

《応募について》

Q10 国や他の地方公共団体が整備する予定の基盤を調査することができますか。

A10 本調査費は、応募する地方公共団体自らが整備予定の基盤整備の事業化に必要な調査が対象となります。そのため、応募する地方公共団体自らが整備しないことが明らかな基盤に関する調査を対象に含めることはできません。また、複数自治体での整備の場合、補助対象となるのは応募した自治体が整備する範囲のみとなります。

Q11 複数の地方公共団体が連名で応募することはできますか。

A11 調査の目的や民間活動が密接に関連し合い、複数の地方公共団体が各々基盤整備の事業化検討を行う場合は、複数の地方公共団体が連名で応募することができます。ただし、補助金の申請及び交付は、地方公共団体ごとになされます。

Q12 調査の対象となる施設の範囲に、過年度に本調査費を活用した施設を一部含んでいる場合、応募することはできますか。

A12 本調査費で過年度に事業化検討を行った事業の再検討について、再応募することはできません。

Q13 内定通知後に調査を実施しなかった案件について、状況が変化して調査の実施環境が整ったことから、再度応募することはできますか。

A13 内定通知を行った案件で、申請者の事情により調査を実施しなかった場合（交付申請の取り下げ、補助対象事業の中止又は廃止）に、同じ案件が翌年度以降、再度応募されることは想定しておらず、認められません。

《審査内容について》

Q14 重点的に支援する項目はありますか。

A14 令和8年度は、以下の調査について重点化を図り採択を行います。

・ PPP/PFI 導入可能性検討調査

PPP/PFI 導入検討を本事業等で実施する案件を重点支援し、特にインフラの包括的運営に向けた検討を重点支援します。包括的運営に向けた検討とは、事業化を行う社会基盤（公園等）と、一体的に機能する周辺の社会基盤との包括的管理運営を実施するのに必要な、周辺の社会基盤における基礎調査や管理運営に係る調査を想定しています。

・ 広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査等民間投資の誘発効果の高い調査

複数の自治体が連携して広域的な周遊観光を促進する取組を行う地域における観光拠点に係る調査、及び高速交通ネットワークの結節点周辺における交流拠点に係る調査を重点支援します。

・ 二地域居住促進又は半島・離島地域の振興に係る調査等民間投資の誘発効果の高い調査

特定居住促進計画において位置づけられた基盤整備および、半島・離島地域における基盤整備に係る調査を重点支援します。

Q15 どのような項目について審査されますか。

A15 補助要件（交付要綱4）を満たすものであるかどうかを確認したうえで、

- （1）民間事業活動が基盤整備と密接な関係があるか、活動実施の確度
- （2）事業の公表状況、庁内での意思決定状況
- （3）事業実施に向けたスケジュール（調査実施後3年以内の事業化）、早期実施の必要性
- （4）国の基本方針等との関連性

などを確認します。また特に、応募要件点検票の項目についても、確認を行います。

<審査項目のうち「民間事業活動」について>

Q16 今後予定されている民間事業活動については、どの程度の具体性が求められますか。

A16 民間事業活動の事業者名、活動内容、活動時期が具体的に示されていることが必要です。また、採択時には記者発表やホームページでこれらを公表（事業者名等を伏せることは可能）いたします。なお、公共施設等の整備、管理及び運営を PPP/PFI 事業で実施することが明らかな場合は、具体的な事業者が未定の場合であっても PPP/PFI 事業を民間事業活動とみなします。

Q17 PPP/PFI 事業を、民間事業活動とすることは可能でしょうか。

A17 PPP/PFI 事業を民間事業活動として応募いただくことは可能です。一方で、民間事業活動が PPP/PFI 事業のみで、かつ PPP/PFI 事業実施が確実ではない事業の場合、導入可能性検討の結果 PPP/PFI 事業が実施されない、自治体単独での事業となり、要綱違反となってしまうおそれがあります。そのため、官民連携度合いの観点からも、その他の具体的な民間事業活動があることを確認します。

<審査項目のうち「スケジュール」について>

Q18 調査実施後、事業化まで4年以上かかる案件を応募することはできますか。

A18 応募は出来ません。応募の段階で調査実施後3年以内に事業化する見込みの案件を採択しています。過去の採択案件では、連携する民間活動の影響、関係者との協議・調整の難航（用地交渉含む。）、他事業との調整等により、事業化が当初の見込みより遅れている事例があるため、そのようなことがないように申請段階で事業実施の確度について審査します。

Q19 どのような段階で事業化と判断されますか。

A19 社会資本整備総合交付金の交付対象となる基盤整備の事業費（測量設計費、本工事費等）が各種交付金や補助金、地方公共団体の単独費等で予算化された時点を事業化とします。また、PFI 等の民間資金を活用して整備する場合は、地方公共団体と PFI 事業者との事業協定の締結をもって「事業化」とみなします。

<審査項目のうち「国の基本方針等との関連性」について>

Q20 国の基本方針等との関連性の確認とはどのようなことでしょうか。

A20 関連する国の基本方針等とは、例えば、「観光立国推進計画」（令和5年3月 観光立国推進閣僚会議決定）や「総合物流施策推進会議」（令和3年6月 閣議決定）等が想定され、基本方針等を踏まえて地方公共団体が策定する計画を含めて、本調査で検討する基盤整備がこれらと関連性があるかを確認します。

また、法律等に基づき地方公共団体が作成する「立地適正化計画」（都市再生特別措置法）、「港湾計画」（港湾法）、「バリアフリー基本構想」（バリアフリー法）、「個別施設毎の長寿命化計画」（インフラ長寿命化基本計画）等の基盤整備を実施するために必要となる計画の策定・検討状況等も確認します。

<審査項目のうち「PPP/PFI 導入の適否の評価」について>

Q21 PPP/PFI 導入検討調査は実施しなければならないのですか。

A21 必ずしも実施する必要はありませんが、PPP/PFI 導入検討調査を実施しない案件は、申請団体が別途定めた「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」等を踏まえ、実施しない理由の妥当性を確認します。なお、本調査費でPPP/PFI 導入検討調査を実施する案件や国土交通省総合政策局の先導的官民連携支援事業、単独事業等の他事業により PPP/PFI 導入検討調査を実施予定又は実施済みの案件は、優先採択します。

Q22 調査内容が PPP/PFI の導入検討のみでも応募できますか。

A22 PPP/PFI 導入検討調査のみでは応募できません。基盤整備の内容に関する調査（需要予測、概略設計、整備効果検討等）と一体的に PPP/PFI 導入検討調査を実施する場合は応募が可能です。ただし、PPP/PFI 導入検討調査に係る経費が、本調査の事業費の 1/2 以上となる場合は、応募することができません。

Q23 PPP/PFI 導入検討調査の検討内容について留意する事項はありますか。

A23 審査では、調査結果が確実に事業化につながるようにするため、収益施設の有無等の想定される PPP/PFI 事業の対象・範囲、調査内容が初期のサウンディングのみとなっていないか等について確認します。なお、過去の調査事例では、PPP/PFI の手法選定や VFM の算出等、事業化に向けた具体的な調査をすることにより、その後の PPP/PFI による事業化がスムーズに進展している場合があります。

Q24 PPP/PFI 導入検討調査を実施できないことはありますか。

A24 二重補助防止の観点から、国土交通省総合政策局の先導的官民連携支援事業等の他事業で実施済み又は申請予定の場合は、本調査で PPP/PFI 導入検討調査を実施することができません。また、PPP/PFI 導入検討調査に係る経費が、本調査の事業費の 1/2 以上となる場合は、実施することができません。

<審査項目のうち「広域的な観光拠点・交流拠点に係る調査か」について>

Q25 広域的な観光拠点形成の促進又は広域的な交流拠点形成の促進に係る調査であるかの確認とは、具体的に何を確認しますか。

A25 広域的な観光拠点形成については、複数の自治体が連携して広域的な周遊観光を促進する取組に寄与する拠点の形成に関する調査であるかを確認します。また、広域的な交流拠点形成については、高速交通ネットワークの結節点周辺における交流拠点であるかなど、複数の自治体を跨ぐ広域的な交流に寄与する拠点に関する調査であるかを確認します。

なお、広域的な観光拠点形成の促進又は広域的な交流拠点形成の促進に係る調査には重点支援します。

Q26 Q25 に関連し、広域的な周遊観光を促進する取組とは具体的にどのようなものですか。

A26 例えば、国土交通大臣が認定した広域観光周遊ルートにおいて、観光庁が策定した具体的なモデルコース上での取組や国土交通大臣が認定した観光圏整備計画に位置づけられた地域での取組のほか、複数の地方公共団体が連携して策定する観光促進のための計画における取組等が該当すると考えられます。

Q27 Q25に関連し、高速交通ネットワークの結節点とは具体的にどのようなものですか。

A27 例えば、新幹線駅、リニア新駅、在来幹線鉄道駅、高速道路（高規格幹線道路、地域高規格幹線道路含む）IC等が該当すると考えられます。

<審査項目のうち「二地域居住促進又は半島・離島地域の振興に係る調査か」について>

Q28 二地域居住促進に係る調査であるかの確認とは、具体的に何を確認しますか。

A28 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第三章第四節第二十二條における「特定居住促進計画」に位置づけられた基盤整備であるか確認します。

Q29 半島・離島地域の振興に係る調査であるかの確認とは、具体的に何を確認しますか。

A29 法による対象指定地域等内の基盤整備であるか確認します。具体的には、以下の通りです。

- ・半島：「半島振興法第2条第一項」で指定された地域
- ・離島：「離島振興法第2条」、「奄美群島振興開発特別措置法第1条」、「小笠原諸島振興開発特別措置法第4条」、「沖縄振興特別措置法第3条第三項」、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第2条」のいずれかに基づく指定や対象とされている地域

Q30 地形上が半島・離島であって、Q29で示された法の対象外である場合、重点支援対象となりますか。

A30 対象となりません。

3. 調査実施について

Q31 調査の契約締結にあたり、提出が必要な資料や確認を受けるべき事項はありますか。

A31 入札手続き前に発注仕様書、契約締結後に契約書（写）、業務工程表、業務計画書を提出していただき、内容を確認します。また、調査の契約内容に変更が生じた場合は、変更契約後の契約書等を提出していただきます。

Q32 調査の契約締結はいつできますか。

A32 契約締結は補助金の交付決定通知日以降に行ってください。交付決定通知日前に契約締結をした場合は、補助対象外となります。

Q33 調査の進捗状況について確認を受けることはありますか。

A33 原則、調査期間中に中間報告としてヒアリングを行います。

Q34 調査内容、調査完了予定日を変更することはできますか。

A34 調査の内容、経費の配分、調査完了予定日を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、交付決定変更申請書を提出し、あらかじめ大臣の承認を受ける必要があります。軽微な変更とは、補助対象事業の内容に著しい変更が生じないものでありかつ交付決定額に変更が生じない場合です。具体的には個別にご相談ください。

Q35 本調査費で対象となる調査と別調査を一括で契約できますか。

A35 原則として本調査費の対象となる調査のみで契約するようお願いいたします。やむを得ず、別調査と一括して発注する場合や契約済みの調査に変更契約で追加する場合及び自治体の単費で追加調査を契約する場合等は、事前にご連絡ください。

Q36 調査完了後はどのような資料を提出すれば良いのですか。

A36 調査終了から起算して「30日以内」又は「調査年度の翌年度の4月10日」のいずれか早い期日までに完了実績報告書（交付要綱 様式4）、収支決算書（交付要綱 様式4-2）、調査成果報告書の概要（要領様式5）、調査成果報告書（コンサルタント等からの報告資料）、契約書（写）、検査調書（写）を提出していただきます。

Q37 繰越はできますか。

A37 本調査費は、財政法第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費（繰越明許費）です。

ただし、応募段階において、年度を超えた複数年度の実施期間とする計画については認められません。調査開始後、諸般の事情により調査実施に不測の日数を要することとなり、やむを得ず年度を超えての実施期間に変更する場合は、事前に当室までご相談いただき、管轄する地方財務局に対して予算の繰越手続を行った上で、国土交通省には調査完了日の変更申請（交付決定変更の申請）をしていただくこととなります。

Q38 交付決定額の変更について、どのような場合に額の変更が認められますか。

A38 以下のいずれも満たす場合に限り認めるものとします。

- ・ 交付申請時において予見することが困難であった事由であること。
- ・ 交付申請時に想定した調査等を適切に実施するために真に必要と認められるものであること。

【参考】変更が認められる事例

- ① 交付申請時に精緻な数量の算出が難しいもの（測量範囲の数量確定に伴う増額等）
- ② 交付申請時に予見が難しく、調査結果に影響を及ぼす可能性があるもの（地質分布が想定よりも複雑だったことに伴うボーリング調査の追加、支持層が想定よりも深かったことに伴うボーリング長の延長、水中環境に及ぼす影響を適切に評価するための水質調査の追加実施等）
- ③ 調査の結果、新たな観点により調査が必要となったもの（交付申請時に予見可能なものは除く）

なお、以下については、原則として交付決定額の変更対象と認めません。

- ・ 外部組織等からの指摘のみを理由として追加する調査
- ・ 成果の充実のみを目的とした単なる数量の追加（理解しやすい資料とするためのイメージパースの追加、精度を高めるためのアンケート調査の追加等）
- ・ 交付申請時に想定が可能な各種調査等（施設全体の測量調査、施設の適正配置の検討等）

Q39 交付決定額の変更について、変更額の目安はありますか。

A39 50 万円（国費ベース）以上かつ、交付決定額の 5%以上を交付決定額の変更の対象とします。

Q40 交付決定額の変更について、変更時の上限額の目安はありますか。

A40 工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）を参考に、交付決定額の 30%を上限の目安とします。ただし、機械的に 30%を上限とし、30%を超えるものは一律認めないということではなく、個別の案件に即した判断を行うこととします。以下のいずれも満たす場合に限り認めるものとします。

Q41 交付決定額の変更はいつ申請できますか。

A41 交付決定額の変更の申請時期は、当室よりお知らせします。

4. 調査後について

Q42 調査後にフォローアップ調査はありますか。

A42 主たる基盤整備の供用翌年度まで、基盤整備の事業実施状況及び民間事業者の活動状況、PPP/PFIの導入状況等についてフォローアップとして報告して頂きます。

また、調査成果報告書から縮小、遅延、廃止が生じた場合は、その原因及び今後の対応について速やかに報告をしていただきます。

Q43 本調査費で検討した基盤整備について、事業化する際に社会資本整備総合交付金や個別補助金等の優先採択の措置はありますか。

A43 事業化する際に社会資本整備総合交付金や個別補助金等の優先採択の措置はありません。

Q44 本調査実施後3年以内に事業化できない場合に補助金を返還することになりますか。

A44 補助金を返還する必要はありません。ただし、その原因及び今後の対応について報告をしていただきます。

Q45 本調査実施後に基盤整備の計画を廃止した場合に補助金を返還することになりますか。

A45 交付決定の内容や条件に違反していれば補助金を返還していただきます。一方、調査実施後の社会情勢の変化といった、補助事業者の責めに帰すべきではない他律的な事象を受けて基盤整備の計画を断念した場合は、補助金の返還を求めておりません。ただし、その原因及び今後の対応について速やかに報告をしていただきます。

Q46 本調査の実施中に基盤整備の事業化が可能となった場合、ただちに事業化してよろしいでしょうか。

A46 本調査実施年度と同一年度に基盤整備の事業化をおこなう場合、額の確定手続き終了後としてください。